

議会改革推進特別委員会会議録

1. 日 時 平成27年6月19日（金曜日）
午後1時29分～午後4時27分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 荒 山 光 広 委 員 長 馬屋原 眞 一 副委員長
竹 岡 昌 治 委 員 徳 並 伍 朗 委 員
西 岡 晃 委 員 河 本 芳 久 委 員
下 井 克 己 委 員 岩 本 明 央 委 員
山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
萬 代 泰 生 委 員 高 木 法 生 委 員
岡 山 隆 委 員 俵 薫 委 員
坪 井 康 男 委 員 秋 枝 秀 稔 委 員
猶 野 智 和 委 員 秋 山 哲 朗 議 長
4. 欠席委員 な し
5. 出席した事務局職員
石 田 淳 司 議会事務局長 野 尻 登志枝 議会事務局係長
大 塚 享 議会事務局係長
6. 説明のため出席した者の職氏名
な し
7. 会議の次第は次のとおりである。

午後1時29分開会

○委員長（荒山光広君） 皆さん、こんにちは。ただいまより、議会改革推進特別委員会を開会いたします。

この特別委員会回を重ねてまいりましたが、まず先日6月12日に開催されました第4回の議会改革の推進に関する事項の分科会の様子について、河本座長さんのほうから御報告をお願いいたします。河本座長。

○委員（河本芳久君） それじゃ委員長のほうから……去る6月12日に開催しました議会改革特別委員会分科会の状況を御報告いたします。

6月12日に開催した分科会は、第4回の分科会でございます。第1回が26年9月10日、そして第2回が26年12月10日、第3回が27年3月6日、従来3回まで分科会を開催し、議会改革に関わる事項について審議いたしました。

そして、第4回目で一応まとめをしようという流れでございましたので、私のほうから第1回から第3回までの審査事項について、また審査内容について一応まとめたものを提示して、その確認を行いました。

残された問題は、今まで審議事項として挙がっておりました、全員協議会及び会派代表者会議に関する見直し、行政視察のあり方についての改善点、また議会と執行部との関係、さらには請願、陳情、意見書等の取り扱い、対応、そして議会解散の動議が出された背景には、議会は自由闊達な意見交換ができる場になってないと。もっと議会は、討論の場である、言論の府である議会がもっと活発な論議を展開する、そういう議会になるためにはどうあったらいいか、こういった問題が第1回からずっと出ておりましたので、これらの1から5までの審議事項について、一応何らかのたたき台がないと前に審議が進みませんので、まとめるために一応の案としてのたたき台を分科会座長として提示いたしました。

そして、結果について今から御報告いたします。

まず、議員全員協議会について。議会の調整機関としての大きな役割をっておる、会派代表者会議も同じです。そういった現実的な機能に対して、やはり位置づけを明確にすべきではないかと。これは、当然22年の地方自治法の改正で、当然それはもう既になっておるけれども、運用規程なり、規約なり、要綱なりで、これをある程度条例化している市もございますので、それを参考として一応議案の——今配付しております資料1、2でございます。

そして、従来の取り扱いは3とか4の資料の提示しております会派申し合わせ事項とか、議員申し合わせ事項の中でそれを規定しておりましたが、きちっとした規程や規約にこれをまとめてみようということで、いろいろ論議した中で資料1、資料2のような規程や規約にまとめることができました。これを、特別委員会に報告し、今後の検討資料にさせていただきたいと。

この中身については、もう既にそこに書いてありますので省略いたします。

次に、行政視察のあり方について——やはり、公務の一環であり、しかも目的を明確にして、そしてその結果の成果は市政に反映できるように、また我々は努めなくてはならないと。そういった意味合いでこの項目についても私なりに、この5項目余りの改善点を提示して審議いたしましたけれども、あえて申し合わせ事項とか規程とかいうものに盛り込まなくても、これは行政視察の我々議員としての当然の責務であり、そしてそれを執行するに当たっての公務であり、議員としての自覚を持ってこの視察をやることは、あえて議員申し合わせ事項に盛り込む必要はないという意見が多数ございましたので、提案した案は一応盛り込むことにいたしませんでした。

そして、議会と執行部の関係についても、やはり議会のチェック機能、議会は議決機関である。執行部との距離関係、そういったことについてもいろいろ提案をいたしましたけれども、これも項目としては6項目余りの案を盛り込んだものを提案しましたけれども、これについても既に基本条例の第4章、議会と行政との関係に盛り込まれている内容、重複する面もあると。これは、もう新たな申し合わせをする必要もないということでございましたので、これを報告として、また案として特別委員会に提示することはいたしませんでした。

次に、請願、陳情、意見書等の取り扱いについて、これも議員申し合わせ事項の項目の中に既に意見書、決議書についての申し合わせ事項が1になされ、さらに5で陳情取り扱いについてもなされてる。ただし、陳情についてのみは、議員必携に一応記載されてる陳情またはこれに類するもの、議長が必要と認めるものは請願書の例により処理し、請願書の例により処理する必要がないと認めるについては、議会運営委員会に図ってその写し、またはその要旨を印刷し議員に配付すると、こういうことを追加項目として取り上げることで、あえて申し合わせ事項について見直したり検討する必要はないと。こういうことでもございましたので、この項につい

ではそういうことについて意見を取りまとめたということで、あえて今の議員の陳情等に対する運営基準については、資料としては添付しておりませんが、必要であればその要綱は議員必携の中に記載されておりますので、そういった運営基準について、一応またさらに御検討が必要であれば資料を配付するということにいたしたいと思います。

最後に5番目ですが、自由闊達な意見交換の場として議会のあるべき姿、これも基本条例の第5章、議会の自由討議の保障というところがきちっと条例の中に規定されておると。あえてこれに追加する申し合わせ事項は必要でないという皆さん方の御意見でございましたので、この項についても一応審議はいたしましたけれども、報告書としてまとめて、それを特別委員会で審議していただくということには至っておりません。

以上、概要についてのみは報告いたしました。本分科会は第4回をもって一応のまとめとし、あとは全員で議会改革にかかわる今の分科会の報告、既に倫理条例に関する改正等も既に出しておりますのでそれを審議し、議会改革のまとめを本特別委員会でしていただきたいとこういう要望でございましたことをつけ加えて、私の報告を終わります。

以上です。

○委員長（荒山光広君） ただいま、分科会のほうからの報告をいただきました。

本日は、この分科会の報告、今5つほどありましたけども、そのことにつきまして皆さんの御意見等を伺いながら、その後に前回から出されております政治倫理条例のことにつきまして入っていきたいと思いますが、まず、ただいまの分科会の座長さんから御報告がらるございましたけども、この件について質問なり御意見がございます方は挙手をもってお願いいたします。——よろしいですか。——ございませんか。

ないようでございましたら、ただいま分科会のほうから上程をされました美祢市議会全員協議会規程並びに美祢市議会会派及び会派代表者会議に関する申し合わせ事項の件、資料が出ておりますけども、この資料についてお目通しをいただき、質疑等に入っていきたいと思いますが、提案の説明をどなたか提案者の方やっていただけですか。今の美祢市議会議員全員協議会の規程について。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 私が提案者というほどのこともありませんが、分科会でこう

いうものがあつたほうがいいのではなかろうかということで、これ実は周南市が現に定めているその規程っていいですか、内容をそっくりそのまま書き写しただけでございまして、趣旨説明っていう特段のことはありませんが、私は先ほど分科会の座長さんから報告ありましたように、平成22年度に地方自治法の第100条の第12項の規定によりまして従来非公式の調整機関というふうに位置づけられていたと思いますが、会派代表者会議並びに全員協議会が会議規則に定めることによって、正式の機関とすると、こういうふうに改定になりまして、それに応じて少なくとも美祢市会議規則には会派代表者会議と、それから全員協議会が正式の機関でありますという位置づけが正式になされています。

とすれば、この正式の機関とされた内容が規則に盛り込まれているのは余りにも簡略すぎて、もう少しちゃんとした形のものが必要ではなかろうかということで、御提案を申し上げました。

内容については一々読み上げる必要もないかと思しますので、これ周南市の規程等をですね、あれをそっくりそのまま規約を書き写したということで、提案者の趣旨説明とさせていただきます。

以上です。

○委員長（荒山光広君） ただいま、美祢市議会全員協議会の規程についての提案説明がございました。

この件につきまして、質問等ございますか。――併せて、市議会の会派代表者会議の規約の提案もなされておりますが、現在会議規則等でそれぞれの会議を設置するという事は、会議規則で既に決定をされておりますけども、さらにその運用についてこうしたらどうかという提案でございます。

併せて、今の会派代表者会議のほうの規約の説明もいただいて、その後に皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。提案者の方、よろしく願いいたします。――座長さん、この市議会会派代表者会議規約の説明をどなたかされますか。

○委員（河本芳久君） 坪井委員のほうから、周南市の（「両方でした」と呼ぶ者あり）規程を参考に提案されましたので、坪井委員のほうから。（発言する者あり）

○委員長（荒山光広君） ああそうですか。はい。それでは、美祢市議会全員協議の規程並びに美祢市議会会派代表者会議の規約について、皆さんの御意見を賜りたいと思います。下井委員。

○委員（下井克己君） まず、全員協議会のほうなんですけど、会議の2のところ議員はていうのを、「議員は」の部分はどうするかというふうにちょっと書いてあるんですけど、これはどのような方向に向いたんでしょうか。方向っていうか結論になったんでしょうか。

会派代表者及び議員3名以上の要件とするかというふうに記述してありますが。それと、もう1個が会派代表者会議のほうの7条ですけど、これ原則公開と記してあります。このあたりは、今は公開ではないと思うんですけど、そのあたりはどうなんでしょうか。お願いします。

○委員長（荒山光広君） 河本さん。

○委員（河本芳久君） そいじゃ、第2条の2項ですが、一応第2条では全員協議会は議長が招集するというので、主宰するというのでございます。これは、今までと変わりがございません。

しかし、議員側からもこの開会について要請をすることができるという面から、やはり3名以上の議員または会派のそういった面から要求があったときには開催を請求することができる、そういうふうに「議員は」のところを、括弧のところをそのままそこに当てはめたらどうかという御意見がありまして、そいじゃそういったこともひとつ意見としては申し上げていくということで、そういう一つの案を出したわけでございます。

それから、会派代表者会議は、現在公開をしておらないが原則公開すると、いわゆる議会は開かれた議会、これが原則ですから、やはり会派代表者会議についても原則は公開すると。しかし、全て公開するというわけではなくて、それは主宰者である……皆さん方の合意に基づいてこれは公開しないと。ただし、原則は当然議会は公開すべきであると、こういう意見でまとめがなされました。

以上です。

○委員長（荒山光広君） よろしいですか。その他ございませんか。きょうは分科会のほうからこういった提案がなされておりますが、きょう皆さんの御意見をいろいろいただきまして、この件についてはどうするかということをまた検討していかなければいけないと思いますが、提案された方、また分科会以外の方もですね、もし質問、御意見等ありましたらお願いしたいと思います。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 大変部会の方は御心配をおかけしました。心から感謝申し上

げたいと思います。

ですが、今委員長がおっしゃったように、きょうこれをいただいてほんでもうここで中身の審議今入ってるわけですか。ちょっと私、大変申しわけございません資料全部忘れちゃったんで、今取りに帰ってきました。中身に入っておれば発言はまた違うところでしたと思うんですが、もうこの申し合わせ事項といわゆる規程ですか、これの中身の審議に入ってるわけですか。

○委員長（荒山光広君） 今、座長さんからの分科会の御報告をいただいて、分科会で話し合われた内容を5項目ほど御報告いただきました。その件について、今皆さんの質問等求めましたけどもありませんでしたので、1番目、2番目に提案されました、今協議しております美祢市議会議員全員協議会の規程、それから会派代表者会議の規約について、提案の説明を今いただいたところです。

今回、きょう初めてですので、この内容についても質問、御意見があれば伺いをしたいということで今進んでおります。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） わかりました。そうすると、今座長さんからそういう報告があったということですから、ちょっと質問させていただきたいと思います。

6月12日に、これ私何で手元にあるのかどうかよくわかりません。第1回目の分科会のときの中で、アからオまでそれぞれ記入してありました。そして、非常にいいことが書いてあるんですね、議会の改革の必要性、改革すべき事項等についての主な意見、もともとこの議会改革の必要性は何から起きたんであろうかということについて、どの程度議論されたのか質問がありましたでしょうか。

○委員長（荒山光広君） 特にございませんでした。

○委員（竹岡昌治君） じゃあ、またそれもお聞きしたいと思います。

それから、一般質問中に議員が入り込んでの発言、これ多分私のことだろうと思うんですね。他の議員さんの一般質問の中で、私自身が聞くに堪えんから何かを申し上げて退席をさせられたというあのことだろうと思うんですね。このことについて議論があったのかどうか。

それから、懲罰動議等について問題があるところ書いてるんですね。じゃあなぜ懲罰動議が起こされたのか、じゃあなぜ懲罰動議についても実行できなかったのか、その議会そのものの体質をやはり考えていかなくちゃいけないだろうと。

最後に、立派な条例を制定しても実行できていなければ意味がないと。こう書い

であるんです。整理されているんです。私もそのとおりだと思うんですね。幾ら、どのような規約をつくろうと、それを守らないということになれば全く意味がないと私もそう思います。その大前提について、どの程度議員の皆さん方が認識をし、進めていかれたのかというのがやっぱり知りたいですね。

それから、議員一人一人が議会基本条例の趣旨をいま一度再認識し、市民の負託に応えられる議会改革をさらに推進していく必要があると、こう書いてあるんです。非常にいいと思います。しかしながら、議員一人一人がですよ、ですからこれちょっと私、これは2010年ちょっと古いんですが、ある県議会の議員さんが議会改革に関する50の提案というものを提案されたのを実は読ませていただきました。これにも同じことなんですね。

幾らルールつくっても守らないと、その大前提が崩れておればだめですよ。さらに、皆さんもう議員必携、これ全国町村議会で書いてありますけど、別に町村だけじゃないと思います。たまたまこの町村議会の議長会が編集されたんだろうと思うんですが、中身については我々市議会においてもやはり守っていかなくちゃいけないことがずらっと書いてあります。

だから、こういうもの、あるいは基本条例、あるいは会議規則、そういうものを全てきちっと守れば別に大きな変革の必要性はないだろうと思うんですね。そのことについて、どの程度きちんと整理をされたのか、その御報告があったかどうか。おくれればせながら、もし了解が得られるならば質問として取り上げていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 先ほどの座長さんの御報告の中で、第1回、2回、3回の経過を含めてということですが、それは以前に報告されましたので具体的な報告はございませんでしたが、先日行われました第4回の内容についての御報告がありました。そして、第4回をもって一応分科会は終結をし、本会のほうで諸般の事案について協議をしていただきたいというふうな御提案でございました。

それに基づいて今やっておるわけなんですけど、分科会で議論されてきたことをこの全体でまた改めて協議をしていただきたいということでございましたので、ただいまの竹岡委員さんの質問は、全体といいますか、これまでの流れの中で分科会で協議してきたことにもかかわると思いますので、その辺の、今竹岡委員さんから質

問がございました内容について、分科会でどのような議論がされてきたのかという質問でございましたけども、座長さんのほうで今のことについてもし答えればお願いしたいと思います。

まず、これはそもそも第1回目のことなんですが、一般質問中に他の議員が入り込んでの発言とか、懲罰動議についての問題点、そして立派な条例を制定しても実行できなければ意味がないとか、議員一人一人が議会基本条例の趣旨をいま一度再認識するというふうなこと、このあたりがどの程度審議されたのかという質問でございました。

今までの1回目、2回目、3回目の報告の中にもあったと思いますけども、質問がございましたので改めてお答えができれば座長さんのほうからお願いしたいと思います。河本委員。

○委員（河本芳久君） ただいまの竹岡委員の質問でございしますが、これは第1回の分科会において、分科会の果たす役割、何が課題でこのような議会改革について審議していくか、自由な——ひとつ御意見、感想をお願いするところということで、取りまとめをどうこうするんじゃなくてお互いの議会改革に関する思いを語ってもらおう。その中で、今竹岡委員の言われたような意見が出ました。

これらの意見について、るる討論したわけではございませんが、いろいろ出た意見として第4回分科会において一応こういう意見を流れが出たが、第2回目については倫理条例を中心にして、ひとつ取り組んでいこうと。そこでもうこの提案、いろいろ意見を言われた問題については、深めた協議はしておりません。

また、今のような、竹岡委員が言われたこういう意見が出たと言われたのは、私のほうで意見として議事録を起こされたテープをもとに私なりにまとめて、そしてこのような問題もあったがという提案はいたしましたけれども、その後これにかかわる意見交換、また意見は一切出ておりませんでした。だから、出ておらない以上突っ込んだこともなされませんでした。

そして、竹岡委員のほうからも御指摘があった行政視察についてはどうかという、これがないじゃないかということでございましたから、やっぱこれも一つの議会改革の一環ですから、私のほうからこうあるべき姿が検討できればという提案をし、そしてそれについてはもう文書化する必要はない、今言ったような形で、実際の審議時間というのはわずかでございましたので、ただこの第4回については、9時半

から12時までかけてお互い協議し、審議しました。その中に、今竹岡委員の言われたようなことについては、さらに突っ込んだ意見交換なり、提案なりはございませんでした。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ありがとうございます。じゃあ項目としては上がってきたけど突っ込んだ意見はないと、こういうことだと思うんですね。

先ほども申しあげましたように、この他の議員さんが一般質問中に、やじじゃなくて何かをこう言ったと、議長の許可なしに申しあげた。これは、私自身ですから深く反省をいたしております。ここ29年間議員生活させていただきましたが、議会を退場させられたのは初めてです。多分美祿市議会においても同じことだと思うんですね、恐らく初めてのことだろうと思うんです。

そのとき、議場を退席させられたという議員がおるわけですね、私自身ですが。しかし、私に対して何らの反省も求められておりません。ということは、根本的なところをちょっと置いて進んでる気がするわけですね。

懲罰動議についてもしかりだと思うんですね。市民の皆さんから何でと、美祿の議会おかしいんじゃないのと、こう言われてるんですよ。にもかかわらず、一生懸命条例を変えようとかいう話が今来ております。

ですから、まずこの委員会が何ででき上がったんかというのは、皆さんもう御存じだろうと思うんですね。いろいろ混迷したあげく、最後には議会解散の動議を出されたでしょう。ねえ、自由闊達な意見が言われないうことで、自律性がない——こういうことからなったわけですね。

私も、先ほど申しあげましたが、今年29年目になります。しかしながら、こんな過去3年間、こんな議会は初めての経験です。思い返してみますと、皆さんまだそんなに古い話じゃないですね。24年の4月の改選後、直後の5月17日に臨時議会がありました。

そのときに、私自身の公職選挙法に基づき地方自治92条の2、抵触してる議員がいるので当選無効の告発が問題となって、そっから、まあ私も弁明しなくちゃいけませんので議会は混迷し始めたと、このように認識しております。違ったらまた言ってください。最後は決着をつかない状況になったんで最高裁まで行きました。

さらに、議会はルールに沿った運営ができなかったんですね、その臨時議会以降。議会は、いたずらに混乱状態が何回もありました。その原因は、私にも一つあります。そのことにつきましては、皆様方にこの席から深くおわびを申し上げたいと思いますが、しかしながらそのルールは美祢市議会、さっき申し上げました会議規則、あるいは美祢市議会基本条例、申し合わせ事項等たくさんあります。さっき申し上げた議員必携もあります。地方自治もあります。

そうした中で、私が議員在籍期間、29年目になるとさっき申し上げましたが、かつて経験したことの無い議会が3年間続いたわけであります。本改革委員会がなぜ設置されて今日にまで議論してきたかと――反省を深める必要が私は大いにあると思うんですね、この3年間は。それをちょっと置いてってっていうわけにいかないと思います。

例えば、24年度改選後の議会はエンドレス質問、1議員1議案3回と決めてありますね。もうエンドレスです。そういう状態、私自身も陥ったので申しわけないと思っていますが、そうした質問、言葉尻をとっての追及や不穏当な発言、不規則発言、これは私もやりました。退席をさせられました。それから無礼言葉、何でもありの在庫一掃セールがあった議会でございます。

極めつけは、懲罰委員会の議決事項も無視されて、市民の皆さんから多く非難をいただきました。あんた何年議会やってると。議会で決めたことさえ守らせることができない議会なんて、本当に解散したらどうなのって言われたんですよね。そんなときに、私地元の13町内に対しても弁明はしましたが、しかし原因は、そこから来てるんじゃないかと私は思います。あげくの果てに、自律性や自由闊達な意見交換ができなくてことで、議会解散すべきだということになりました。私もいち早く、地元の13町内の皆さんに集まっていただいてお話を申し上げました。

しかしながら、まあもう一步踏みとどまって議会改革をしようじゃないかと。あるいは議員改革をしようじゃないかということで踏みとどまって、この委員会が私はでき上がったと思うんですね。

従って、過去の反省に基づいて我々はもっと自己研さんを深めて、それこそ闊達な意見が述べられるように、さらに議会の品位を高めるということが私は重要ではないかというふうに思ってます。じゃあそのことについてどう取り組むかという議論がされてないと、項目は上がったけどされてないと、こうおっしゃる。

私はね、議員はどなたか議員さんが言われました。市民の代表であると。これは私も認識はしております。しかしながら、市民の代表である以上、議場だけじゃないですよ、常日ごろから襟を正して地域の活性化や地域の福祉、四六時中やはり取り組むのが議員の仕事だろうとこういうふうに思っております。

私も長い間に議員風を吹かせたかもしれません。しかしながら、議員が議員風吹かせてちまたで偉そうなことをやったり行動したり、そんなことをするべきじゃないと私は思っております。

そして、議会の情報を正しく市民の皆さんに伝えるという我々は責務があるわけですよ。思い込みとか、いろんなこと言われました。私も逮捕されるよとかね、市長ももうちょっとしたら逮捕されるとか、いろんなこと言われております。今回もまた言われております。しかし、それはいいですよ。ただ、ただ私が申し上げたいのは、思い込みや根拠のない話で、風評被害を招くような議員さんの言動は慎むべきであると、私はそう思っております。従って、そのことをむしろ今後どう取り組んでいくかというのを議論していくほうが、私は重要じゃなかろうかこのように思っております。

部会の皆さん大変お疲れでございました。私たちも、定数についてはできるだけ科学的に市民の皆さんに説明できるようにということで取り組んでまいりまして、もう私たちの部会は終わったわけではありますが、きょうお聞きするともう4回で終わりだと委員長さんおっしゃった。

そうすると、この本会において私はむしろ各議員の皆さんが研さん重ねるためにどうしたらいいんかと、どう行動行ったらええんか、当然行動規範はそれぞれにあるわけですね——決めて。でも守ってない。守られてない。市民の皆さんは笑ってる。「何たて」と。そんな議会にはなりたくないということで、私はむしろ議員自身もっと改革に真剣に取り組むべきだというふうに思います。

従って、私はこの——これは県の議会の改革ということについて、一議員の皆さんが取り組まれて——皆さんじゃない、一議員の方が取り組まれて、50の提案をされております。私も読ませていただきました。

ですが、ほとんどが議場、なお、ちまたに出たとき、——いわゆる市内で活動するとき、そのときにどうあるべきなのかということのほうがこの中に多いような気がいたしました。ぜひこのことについて、今度は本会議に投げられたんなら、委員

長さんのほうで、お取り組みをいただいて、もっとこのことについて真剣に取り組むべきだとこのように思っています。

それから、せっかく出されましたこの規程の案に対しては、別段どうされようといいいんです。ただ決める以上は守るということが前提でないとだめだと思います。その辺をしっかりと議論した上で取り組んでいただきたいと、このように思っております。

以上です。

○委員長（荒山光広君） ただいま、竹岡委員さんのほうから、分科会の議論のあり方についてのいろいろな質問等ございました。また、提案等もあったというふうに思っています。

先ほど言いましたように、分科会で議論されたことを全体会でまた皆さんの今度は御意見をお聞きするという場でございますので、今は全協の規程、また会派の規約等について上げておりますが、出てきた議案といいますか——項目全体について、全体会でございますので、皆さんのそれぞれの御意見があれば、ここで伺いたいというふうに思っておりますがいかがでしょうか。萬代委員。

○委員（萬代泰生君） 今、河本座長さんから分科会の報告がございました。その報告の中で、私がずっと気にしていることが1件ございました。しかし、その問題については何ら取り上げられていないように思うんですけれども——あと条例の改正案のほうに移ってから、私は質問をしていこうというふうに思っておりましたが、今竹岡委員さんのほうから、要するにこの特別委員会がどういう発想、起源のもとにつくられてきたかということについて、るる説明があったわけなんです、それともう1つ、私がぜひともこの委員会で取り上げてほしいと今まで思ってきたことが1件ございます。

それは、市民に対する事案でございます。市民に対する失礼な事案がこれまで2件起こってきておりますが、この問題について、どうしてその分科会のほうで取り上げようとされなかったのか、その理由をお伺いしたいというふうに思います。

（発言する者あり）

説明せにゃわからん、しまししょうか。

○委員長（荒山光広君） はい、萬代委員。

○委員（萬代泰生君） 1つは女性団体の代表に対する事案と、もう1つはM i n e

にぎわいステーションの事案、この2件でございます。

やはり市民の命や生活、安定、そういったものを守らなきゃいけない市議会議員が、こういう行動を起こすということ自体、私には考えられないというふうに思ってきております。

それから、私はやはり市の職員として35年勤めてまいりました。その中において、人権問題、それから同和問題、そういったことに関わってきておりましたから、こういった差別的用語、それから人権を侵害するような発言というものにはすごく神経質です。だから、こういった一番大事なことがなござりにされてこの特別委員会を終えるということは、私は絶対に許されないというふうに思っております。

ですから、ぜひともこの案件については人権侵害という恐れもあるような内容でもございます。ここでお隣の共産党さんが人権問題に何ら興味を示されないのも私はよく理解ができないところであります。だから、そういったことをもうちょっと掘り下げて議論していくべきじゃないでしょうか。

○委員長（荒山光広君） ただいまの御意見でございますが、まずこの件について分科会で何らかの議論があったかどうかという、まずその点ですが、座長さんのほうでもし答えられればよろしく申し上げます。

○委員長（荒山光広君） 河本委員。

○委員（河本芳久君） 今のような発言にかかわる問題提起は、一切意見としては出ておりません。私自身も、今の問題をもっと、今萬代委員が発言された内容は私自身もまだよくわからない、なぜなら女性に対する差別発言っていうか、それは事案として本当にそういったことで議員がなされたかどうか——いろいろ上がってはありました。まだ、これも平行線であった。

だから、これはちょっと私自身の受けとめ方に萬代委員とは温度差があるかもわかりません。当然、市民に対しては謙虚じゃなくちゃ……人権にかかわるような問題があつてはとてこれ許すことはできませんが、これちょっと私にとっては、今理解を十分しておりません。

そして分科会では、こういった問題が今大きな議員の姿勢にかかわってるから、審議しようと、こういう発言もございませんでした。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 分科会の中では審議をされておらないということござい

ました。後段のその議員の行動について、人権侵害にかかわるようなことは厳に慎むべきだという趣旨のことだろうというふうに思います。

これはまた、後の政治倫理条例の改正案等の中でもお話が出てこようというふうに思いますが、いかがいたしましょう、この件についてなかなか決着したようなことでもございません。そういったお話があったことは事実ですけれども、事実確認もなかなか進んでいないという時点で、ここでこと具体的に取り上げるというのがどうかという気がいたしますけれども、全般的に政治倫理条例の中に、現実今美祢市の政治倫理条例の中には人権侵害を厳に慎むという文章は、たしかなかったというふうに思っております。

その件については、後ほどの政治倫理条例の中で議論ということによろしいですか萬代委員。はい。それじゃそのようにさせていただきます。

その他、何か皆さんのほうでございますか。——議会改革にこの委員会が立ち上がった経緯等についてお話がありまして、その根本的な解決——解決といいますか改善策について、具体的な議論がなかなか進んでいないということの御指摘があったと思います。全体の委員会でございますので、その辺についても忌憚のない御意見があればよろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしいですか。御意見余りないようなんですが、きょう今分科会のほうから具体的に上程されました2つの案につきまして、また皆さんそれぞれ会派等で御検討いただきまして、次回の特別委員会において方向性を出したいというふうに思ひますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、議会改革に関する事項については以上で終えたいと思ひますが、ぜひその根本的な部分について9月の議会では取りまとめていきたいと思ひますので、それぞれの会派等でしっか取りまとめていただいたものをまた提案していただければというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

ここで2時半まで休憩をいたしまして、その後に政治倫理条例のことに入りたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

午後2時21分休憩

午後2時30分再開

○委員長（荒山光広君） 休憩前に続き委員会を開会いたします。

先ほど申しましたように、次は議員の政治倫理条例につきまして協議したいというふうに思います。

先般より、政治倫理条例の改定案について、提案、提出をされております。前回の委員会でも、いろいろ御議論をいただいたところであります。その中で、否定的な御意見、あるいは肯定的な御意見等さまざまございました。

きょうは、その後それぞれに協議をしていただいておりますが、まず今出されております提案についての件で、御意見等ありましたらお伺いしたいと思われすし、また別の改定案といえますか、そういったものがもしございましたらそれを出していただいで、提案の説明をいただきながら、御意見を伺ってまいりたいというふうに思っております。

まず、今まで出されております案につきまして、どなたか質疑、御意見ございましたらお願いいたします。萬代委員。

○委員（萬代泰生君） きょう午前中は、私も委員会がなくて、雨が降る中、再度何度も何度も提案をされましたこの条例改正案を勉強させていただきました。その中で、幾つかの問題点がありますので、その問題点に対して提案者の方の御回答をお願いしたいというふうに思います。

まず1点目として、本市には地方自治法第92条の2の規定を尊重し、既に政治倫理条例が平成23年3月24日条例第13号で制定され、今日に至っているところでございます。

本市の現状の中で、地方自治法92条の2の規定を遵守すればよいと認識している1人ですが、その他改正に必要な問題点とは何か、これからお尋ねをしていきたいというふうに思います。

まず、なぜこの改正をする必要があるのかっていうことの美祢市の、じゃあ美祢市議会の中において、どういう問題点があったのかっていうことをお尋ねしたいと。その問題点を解決するためにこういうふうに改正するんですよっていうことだろうと思われすますが、その前のその問題点、事例とは何か、これをお尋ねしたいと思われす。

○委員長（荒山光広君） 西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 提案しております純政会ですが、今萬代委員さんからの御質問でございます。

9 2 条の 2、なぜ改正する必要があるのかと、趣旨があるのかと、そういった事例があるのかないのか。当然あったら問題だと思います。今、美祢市議会そういう問題はないというふうに考えております。

9 2 条の 2 をなぜ入れ込むかということは、先ほど竹岡委員も冒頭言われたとおりでございます。この問題が基本的にうやむやになっているんじゃないか。その件について揚げ足を取ったり何かしてきた経緯があるというふうに言われました。まさにそのとおりだというふうに思います。

改正する必要がなぜあるかというよりも、なぜ改正しないのか、今全国的にこういった議員の襟を正すと言いますか、そういった条例ができてきています。美祢市議会でなぜ改正する必要があるのかということに尽きるんじゃないかなというふうに思います。

美祢市議会にとって、やはり市民の方がどういう思いで見られているか、先ほど竹岡委員が言われたとおり、私も竹岡委員の言われるとおりだと思います。こういうところを一つずつやはり改善していかなければいけない、そういった 1 点で提出しました。

特に、私も商売をしておりますが、やはり市民の目から見ると商売をしている私なんかは市といいことしてんじゃないかと、決してしていなくてもそういうふうに見られがちでございます。そうした面からも、やはりこういったことをきちっと襟を正していくというのがこの条例を出した趣旨でございます。

以上です。

○委員長（荒山光広君） その他ございますか。萬代委員。

○委員（萬代泰生君） 西岡委員さんの今のお答えには、私も同感な部分を感じてはおりますが、じゃあそれをどういうふうに変えていくかということ、やはり他市の状況、それから他市の状況でも——どうしても——県内の各市の条例を見ながら変えることはできたんじゃないかというふうに思うわけなんです、なぜその府中市の条例を引用しなければならなかったのかということについてお尋ねをしたいと思っております。

○委員長（荒山光広君） 西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 実は、他市にもいろいろ問い合わせをしてみましたが、確かにつくられてないということもありますけれども、近隣他市がつくっていないか

ら美祢市でつくらなくていいんじゃないかという議論にはならないというふうに思っております。

やはり、近隣他市に先駆けて美祢市が一步前に進んだ議会改革をしていくということが、また近隣他市を引っ張っていくというようなことになるのではないかとこのように思っております。また、これに関して先進的な府中市の例を挙げさせていただいたということでございます。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 萬代委員。

○委員（萬代泰生君） 先進的な府中市の条例を引用されたということで、それはそれとして、例えば3点目として、県内他市には確かにない、2親等規定を盛り込まなければならない理由は何なのか、何で他市の1親等規定じゃまずいのか、美祢市の問題点は何なのか、そういったことをちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

○委員長（荒山光広君） 西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 確かに、今萬代委員が言われるとおり、なぜ2親等なのか、1親等ではなぜいけないのかということは議論するところだというふうに思っております。

先ほども申しましたが、美祢市において何が問題があったかということについては、私は知る限りではそういった、例えば不正が行われたとか何が行われたというような問題があったとは認識しておりません。今後もどうかということとはわかりませんが、そういったことを市民に対してきっちりと示していくという必要があるというように思っております。

2親等、1親等についても、なぜ2親等じゃないといけないのかということについては、私も議論の余地は残されていると思っておりますけれども、今回出した提案では2親等ということにしております。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 萬代委員。

○委員（萬代泰生君） それはまあ、2親等か1親等かについては議論の余地があるというふうに言われたんで、それはこれから皆さんと協議していけばいいことかというふうにも思いますが、次に間違ってるところをちょっと指摘したいというふう

に思います。

まず条例の改訂案、この改訂案っていう「訂」が漢字が違うと思います。条文を改める場合は「かいてい」の「てい」が定めるになってるというふうに辞書には書いてございます。この改訂の訂の字は欠点を改め直すことということにはなっておりますけれども、条文等をいろう場合はこの訂じゃないということを一応申し上げておきたいと思います。

それから、どこで説明したらわかりやすいかな、せっかく新旧対照表というものをいただいております。その2ページになりますけれども、調査請求権っていう課題の中での条文でございますが、この第4項に、本条第1項及び第2項の「審査請求の内容が議長に関するものであるときは」というふうにあります——さらには、「美祢市議会副議長（以下「副議長」という。）に審査請求をすることができる」というふうに書いてございます。

ところがよく見ると、この条文の中の1項にも2項にも審査請求っていう言葉は出ておりません。だから、ここは表題が調査請求権ってなってます。第1項、第2項、それぞれ調査の請求をすることができる」と表記してありますが、この第4項に至っては、審査請求って言葉が変わってる。この理由は何なんですか。

○委員長（荒山光広君）　どこの項かわかりますかね。西岡委員。

○委員（西岡 晃君）　2つ御指摘いただいたと思います。最初の改訂案の改訂の字ですね。これについては改めて調べさせていただきたいというふうに思います。

それと、第4条の4ですね、「審査請求の」と書いてあるところが調査請求じゃないかという御指摘だというふうに思います。これは、条文の頭が調査ですので、調査請求ということで間違いでございます。

以上です。

○委員長（荒山光広君）　萬代委員。

○委員（萬代泰生君）　ただいまの回答で、これは調査請求の言葉の誤りだと認められましたが、第5条に「美祢市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、調査を付託するものとし」というふうに美祢市の場合はなっておりますけれども、こちらの改定案のほうでは「審査を付託しなければならない」と。だから、従ってこれも「調査」を付託しなければならないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○委員長（荒山光広君） 西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 条文の流れから言いますと、ここは審査会の設置という条項ですので、審査という言葉を使っておりますが、流れ的には調査をすることを目的としてますので、調査を付託しなければならないというのが本筋だというふうに思っておりますので、ここも改めさせていただきたいと思います。

○委員長（荒山光広君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） ここは調査の付託じゃなしに、審査会ですから審査を、審査会を設置して付託しなきゃいかんのが正解ですよ、調査じゃないですよここ。はい。以上です。

○委員長（荒山光広君） いいですか。今第5条のところだと思いますが、ここは審査会の設置ということでいいんですよね。西岡委員。——ちょっと待って、西岡委員答えますか。（発言する者あり）はい。それじゃ、萬代委員。

○委員（萬代泰生君） 今坪井委員が言われたように、この第5条審査会の設置等でございます。ただ、美祢市の場合はここは調査を付託するとしてあります。だから、要するに美祢市の条例とこの府中市の条例のその本質が、美祢市の場合は調査を中心にしようとしてる条文に多分なってると思いますが、府中市の場合は審査を中心に条文そのものがつくられている。

その理由は何かっていいますと、一番最初の2親等を入れることについて、詳しく審査しなければならない。審査した上でいろいろとまた懲罰対象にもしなければならないというふうに、美祢市の条例は調査を中心とした条文になってると思うんです。その食い違いが出てきているというふうにも思ってます。

それから、3ページに移りまして、上から5番目、「審査会に会長を1人、副会長1人を置き」というふうにしてありますが、改訂案では、「調査会に委員長を1人、副委員長を1人」というふうに、それから6にも「委員長」「副委員長」、まあ委員長という言葉が使われておりますけれども、やはり調査会、会ですから、会長、副会長っていうのが筋じゃないか。

府中市の条例の中に、審査会を設置する上で審査特別委員会でもつくるのであれば委員長という、副委員長という表現をされてもいいと思いますけれども、そういう全文に——内容になってないというふうに思います。従って、ここは会長、副会長とすべきじゃないでしょうか。

○委員長（荒山光広君） わかりますかいね。（発言する者あり）

○委員（萬代泰生君） 訂正させていただきます。審査会です。

○委員長（荒山光広君） 5条の5項ですか、——6。萬代委員。

○委員（萬代泰生君） 5と6……だから、こちらは会長——美祢市の場合は会長、副会長としてありますが、改訂案のほうには委員長、副委員長としてありますよね。だけど、委員会であれば委員長、副委員長でいいと思うんですが、だからその違いがちょっと理解できないところであります。

○委員長（荒山光広君） 意味わかりますかいね。西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 審査会ですので、委員長じゃなくて会長、副会長じゃないかという御指摘だというふうに思います。その点については、委員会ではございませんので、会長、副会長に改めてさせていただければというふうに思います。

それとあと、先ほどの第5条の審査会の設置、これは先ほど萬代委員からの御指摘ですけれども、美祢市は調査を目的にした条文であって、府中市は審査を目的にしたものだという事だというふうに思いますが、この条文の上からの流れ的にいきますと、審査会の設置等じゃなくて調査会の設置というの筋かなというふうには思いますが、言葉を審査会というふうにしておりますので、ここは「審査を付託しなければならぬ」というふうに記述しております。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 萬代委員。

○委員（萬代泰生君） 御回答いろいろとありがとうございます。

やはり条例をいらうと、言葉の字句、その言葉が示す意味、そういったものを十分に理解しませんといろいろな問題が出てくると思うんですが、ただ私が感じてるのは、この全体像を見たときに美祢市の場合は、要するにそういう調査した結果、じゃあどうするんかというふうなことが確かにあいまいな表現になっております。

府中市の場合は、4ページの下から附則の上ですが、この条例の決定を遵守させるための警告を発することとか、議員の辞職勧告を行うこと、その他議長が必要と定める措置というふうな表現がしてございます。

やはり、この条例を見直しをしていこうということであれば、条例を遵守させなきゃいけない。だから、最後の措置があいまいな表現がしてある。もっとも、今までこの政治倫理条例に関する事案が全く起こってはきてないようなこともあります

ので、現実に違反してる、違反してないという問題を議論してきたことはありません。

ただ、そういったことで美祢市の場合はそこら辺が、最後の詰めがあいまいになってるんじゃないかということも感じております。でも、参考にいい勉強をこれからもさせていただきたいというふうに思います。

以上で、私からのこの条例に対する質問は一旦終わりたいと思うんですけども、さっき委員長のほうに申し上げました。やはり、議員がこういった人権侵害に当たる恐れのあるような行為は厳に慎まなきゃいけないという項目が、この美祢市の条例案の中にはございません。

それは、今までそういったことをするような人間いなかったということであればそうかもしれませんけれども、ちょうど下関市の政治倫理条例の第3条に、この人権侵害という言葉は下関市と光市の条例の中にきちんと挙がっております。

それで、後でうちのほうも、新政会のほうからも条例改定案というものを一つはお示しをしようというふうには話しておるところでございますが、これの第3条（2）の中に、「市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、不正な金品の授受、強制、圧力をかける行為、その他人権侵害の恐れのある行為をしないこと」という表現がしてございます。

私は、この（2）については、市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努めていうところは、美祢市の条例と全く同じです。従って、その後不正な金品の授受、強制、圧力をかける行為、その他人権侵害の恐れのある行為をしないことという表現をぜひとも取り入れていただきたいことを要望したいというふうに思います。

以上です。

○委員長（荒山光広君） その他、提案された改訂案についての質疑はございませんか。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 私は、改訂案そのものについての質疑はありません。これをめぐって、この3月の特別委員会でいろいろ質問ありましたよね。それについて、私の意見を述べさせていただきます。よろしいですね。

○委員長（荒山光広君） どうぞ。

○委員（坪井康男君） 簡単なほうからいきますと、最後のころに竹岡委員さんから、

たしかこの裁判になった最高裁の判決の中に、憲法判断だけじゃなしに損害賠償請求が入っていたのではないですかと。それはどうになりましたかちゅう御質問がありました。それに対してお答えを申し上げます。

これは、2014年11月12日の新聞です。去年の11月12日の新聞にこういう見出しで、「市議2親等規制差し戻し審は棄却、広島高裁」とこうなっているんです。ちょっと読んでみますよ。

「広島県府中市の元市議が、市議の2親等以内の親族企業が市発注工事を受注することを制限した市の条例は違憲だとして損害賠償を求めた訴訟の差し戻し控訴審判決で、広島高裁は」12日ていうのは2014年の11月12日です、「12日請求を棄却した1審広島地裁判決を支持。元市議の控訴を棄却した」とあります。

「1審は請求を退けたが、2審広島高裁は違憲だとして33万円を元市議に払うよう市に命令。しかし、最高裁が今年5月、議会の公正な運営と市政への信頼を確保するための正当な規制で合憲と判断し、審査を差し戻していた」ということです。

ですから、この府中市の裁判では、いきなりこの条例が憲法に違反するのかしなのかというような裁判じゃないんですよ。もともとこの条例があるために、結局市議会議員に当選しなかった議員が、これやっぱり私が当選しなかったのは、この条例のせいだといって、損害賠償請求をしたっていうのが中身なんですよ。

それで、それを広島高裁が最初は認めちゃったんですよ、そうだねつって。33万円払えと。それでこの市が、何ていいますかね、最高裁に持っていったと。最高裁ではどうしたかちゅうとね、この条例が憲法に違反するのかしなのかという判断をして、それがこのもとになってますね、最高裁の合憲判決なんですよ。

それで、この損害賠償部分は、これ間違ってると思うからもう一遍審査をやり直せって、広島高裁に戻したんです。そしたら、やっぱり広島高裁もこれは合憲だから払う必要ないと、損害賠償する必要ないという判断を下したと。最高裁から差し戻された判断で、最高裁の言うとおりに判断しましたらね、もう一遍持って行ってもう最高裁は門前払い、棄却です。ということですよ。

だから、損害賠償請求どうになりましたかていうのは、これも全部棄却されましたと。条例は、憲法上合憲でありますと、これが裁判の全部です。これが1点目です。

それから、私はこの3月12日のこの全体会議の会議録を繰り返し、巻き返し数日かけて、非常に逐一精査をいたしました。その中で、ちょっと十分回答がなされ

てないというのが何カ所かあります。それを今から申し上げます。数点あります。

1点目は、これは荒山委員長の御指摘でございました。条例改訂案の第8条っていうのがあります。それは、警告を発するとかさっきありましたよね、警告を発するとかどうのこうのっていうのがありました。これは、事実上の罰則規定ではないかっていう発言をされたと思います。そうですよね、はい。

これ、罰則じゃないことは明らかであります。なぜならば、これ判例でもこう書いてあるんですよ、最高裁の判例ですよ。「警告や辞退勧告等の措置を受け——さっきのですよ——審査会の審査結果を公表されることによって議員の政治的立場への影響を通じて、議員活動の自由についての事実上の制約が生ずることがあり得るが、これらの議員の地位を失わせるなどの法的な効果や強制力を有するものではない。」よって、これ問題ありませんということなんですよ。だから、罰則じゃないことです。これもものすごく大事なんで。

じゃあ、なぜこういう条例規定になってるかということですね、結局条例の遵守です。実効性を確保するために、必要かつ合理的で相当なものであるっていうのが最高裁判所の判断なんです。

それから、これにちょっと関連いたしまして、こういう92条の2のあれは全部入れるんじゃないしに、守るように誓約書を議長に出したらどうかっていう、あれありましたね。ほんで、この誓約書がまさにこういう、先ほど来こういうものが具体的には県内ないとおっしゃったけど光市の条例に、光市の条例は辞退するよう努めるものとする、これは1親等規定で辞退するものとするっていうことで、2か1かの違いあるけど美祢市の書いてあるのと一緒ですよ。その2項にこういうのがあるんです。誓約書の提出義務ちゅうのがあります。議員は、この条例を遵守する旨の誓約を行うものとし、議員となった日から1カ月以内に誓約書を議長に提出しなければならんと。

この意味は、辞退するよう努めるものとするということに対して、努めますという誓約書なんですよ。だから、この誓約書を出して努めなかったらこれいけないんですよ、いけないけど罰則はないと、こういう意味になります。だから、誓約書云々のお話でございましたけど、これが私の確認した結果です。お答えです。

次に、補助金の取り扱いをどうするかっていう問題あったと思います。これは、竹岡委員と猶野委員から提出されてましたよね。それでね、これ補助金も入れろとい

う御提案だったかと思えますね、美祢市の条例案にね。

ところが、その補助金と92条の2ちゅうのは根本的に違うんですね。何が違うか言いますよ。補助金は公益上必要な行政行為なんです——市長の。市長が執行権を行使する、その中で自分の裁量権に基づいて行う、一方的にどこそこに補助金を払ってあげるよということなんです。

これもものすごく大事なんです。従って、補助金が正しく支給されるかどうか、これは議員側の問題じゃないんですよ。だから、議員は縛りようがないです、補助金の問題で。

市長のこれ、言うならば市長の政治倫理ちゅう問題やないんですけどね、市長の裁量権の問題でしてね、これ、だから補助金もらったからその議員がいけないねちゅうの、これちょっと変な話なんですよ。

また、補助金が正しく使われているかどうかというのは、これ監査委員をされた方おわかりですけど、竹岡さんとか馬屋原副委員長さんは監査委員されてますから、これ市から補助金出してる先は厳しくチェックされますよね。ですからね、これ監査委員の仕事なんですよ、適正かどうかってのは。

さらに、補助金の不正な受給や流用があった場合は、御案内のように適化法ていいうのがありますよね。補助金等の予算の執行の適正化に関する法律。これで、これ大変厳しい縛りがあるんですよ——不正にもらったら。この罰則が、一番重たいのが5年の懲役刑ですよ。そういう二重三重の縛りがある補助金の問題を、議員がもらったって、恥ずかしいねっていうのは何か本当またとんちんかんな話です。これはあり得ない話です。

ほで、ここで私どもが何をやろうとしてるかちゅうと、要するに兼業禁止の規定の趣旨です。92条の2ですよ。この92条の2に関する事は、基本的には市との契約関係、あるいは市との業務委託契約等の契約という行為なんですよ。

行政が、一般市民とこれ全く対等な立場です。市長と市と議員、もしくはその法人、対等な立場で取り引きする場合に、これを締結する契約ですよ。請負契約とか業務委託契約。この場合には、議員が職権、つまり一般市民よりも有利な立場を利用して、自己の都合のよいように契約を結ぶ可能性があるんで、これを議員の政治倫理条例で制約を加えようというのがこの92条の2の趣旨なんです。

これ、皆さん御理解いただけたでしょうか。ですから、補助金をこの中に入れた

らどうかという御提案は極めてナンセンスな、何だかさっぱりわからない御提案だということになります。

それから次に、いや、こんな細かいことを入れずに92条の2の制度趣旨を尊重すると。その文言で十分ではないか、こういう御意見もあったと思います。けれどあなたの御意見か忘れてました。けどね、現在の社会情勢から見て地方議員に対する住民の見る目は非常に厳しいものがあるんです。何だか号泣議員とかね、最近は何かそのプライベートな関係があった女性からぶん殴られてどうのこうのとかかって、とにかくとんでもない市議会議員が続出してると。

ですから、地方議員に対する住民の見る目は非常に厳しいものがあるんです。だから、議員、あるいは議会みずからが自己の職務に対して疑惑や疑念を持たれることがないようにする、そういう必要があるんです。こういう市民の厳しい目線に応えるための条例だと私は確信をしております。

それから次に、これも荒山委員長がおっしゃったことだと思いますが、要するに条例をつくるからには守れる条例でないといけないよっておっしゃったですよ。これはね、条例はやっぱ法律の規範なんですよ、こういうもの守りなさいよって。しかも守らなければならんです。そういう義務的なものが条例の中に含まれてるんですよ。

今回の改定案は、守ることが不可能でしょうかって。守れるですよ。一つも不可能じゃないんです。だから、不可能なことを守れって義務化するんじゃないっていうことを、守れる条例とか守れなきゃ意味がないじゃないかとか、これはちょっと当たらんじゃないかとかこのように思います。

それから次が、大方の賛同が必要であるとかのように、これも荒山委員長がおっしゃってます。でね、この条例の改訂案の受けとめ方は、議員さん一人一人の立場でも大きく異なると思います。原案を可とするのか、あるいは否と、反対ていうのかは議員一人一人の価値観、あるいは物事の評価の問題だと考えるわけです。そして、評価の分かれ目は、なぜ違うかていうと、私は市民の目線で見ることができるかどうかと、これが評価の分かれ目だと思いますよ。

大方の議員の賛同が必要であるという考えは、議会、議員の側の都合を優先させる考え方だと私は思います。それよりも私は市民の目線、この厳しい市民の目線に議員としてどう応えるかというのが今回の条例改定案の一番の根っこにある、ものす

ごく大事な問題だとこのように思います。

以上、3月議会でこの条例案に対して出されて、しかも十分こなれた回答がなされていないものに対して私なりに一生懸命考えて練った考え方を御披露いたしました。

以上です。

○委員長（荒山光広君） その他、改訂案についての御意見ございませんか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 私も、この政治倫理条例については、常に92条の2を入れるべきではないかというのを訴えてきた一人であります。しかしながら、よく調べていってみますと、今いみじくも坪井委員さんが言われたように、絶対に守るべきなものだとかうおっしゃったんですね。

3条の1を見ていただきたいと思うんですね。まず、「市民全体の代表者としての品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み」と、こう書いてあるんです。私は、きょう前座でるる申し上げました。はっきり言って、坪井委員さんに申し上げたつもりなんですけど何ら反省の弁も出てきません。その辺がいかかなもんなかなあと。

その方が、今も補助金の問題、私たちは補助金の問題は議員の——確かにおっしゃったことも一理あるんです。それは、今坪井委員がおっしゃったように、私流で、こうおっしゃったんですが、でもね私たちが申し上げてるのがナンセンスだ、とんちんかんな話だってまだやられるんですね。

いいですか、私たちがナンセンスな話をしとるわけじゃないですよ、とんちんかんな話してるわけじゃないですよ、議員として補助金を得るのに圧力をかけるべきじゃないって言ってるんですよ。

確かに監査はやりますよ、監査をきちんと。私も監査経験しておりますから、当然補助金もあらわしていただきました。そしたら、議員の代表者がその補助金を受けておられるのもあります。

しかし、いいですか、今坪井委員がおっしゃったように、我々は一市民とは違うんですね立場が。ですから、よりやはり襟を正す必要がある。しかも、ほとんどの補助金が繰越金ってなったのもあったんですね。確かに指摘はしましたが、直っておりません。それもいいとしまして、議員が圧力をかけてやるべきじゃないという意味なんです。

それから、確におっしゃったように我々も商人ですから、この中にも商人はいらっしゃいます。それは一議員としてじゃなくて、一商人として担当課に、例えば今度の買い物については入札入れてくれやとかね、そこのさくら公園にも工事を一掃除するのに入れてくれやとか、いろんな話をしても一市民がお願いするのと議員がお願いするのはおっしゃるとおり、確かに大きな問題が違うだろうと私は思うわけです。

ですが、いいですか、92条の2を遵守してこの条例っていいですか、私たちは一々書く必要はないんじゃないかと。いわゆる美祢市の議会基本条例、あるいは議会規則等を遵守することによって、それで済むんじゃないかかと。これを守りましょうやと。誓約書について、私は当然我々の会派も議論しまして、誓約書もとるべきだと。とつても守らん人はもうしょうがないけどね。

じゃあ、守らんからしょうがないねっていうわけにはいかないでしょう。先ほど私申し上げましたけど、この50の県議会へ提案も開かれた議会、どう開かれた議会にするのか、自立した議会、あるいは効率的な議会、この3点を50の提案がされております。

その中でもあるように、せつかくつくった条例や規則、あるいは申し合わせ事項、それらをどうやって守るのか、私のはっきり言って守らない議員がおる。だから、3年間こうしてもめたんじゃないんですか。委員長が幾ら審議して、今いい条例つくられても、私は守らないなら何もならないと思います。先ほど萬代委員もおっしゃった。ちまたでやったことは、きょうは何もおっしゃらない。僕はもっと反省の弁があってもいいと思いますよ。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 今竹岡委員さんがおっしゃった中で、答える必要がないことは省いて1点だけね、補助金の問題だけお答えします。

補助金はですよ、あくまでも市長が裁量権の範囲でお決めになるんですよ。議員が決めるんじゃないんですよ。ほで、議員は補助金を個人でもらってるというケースがどれだけあるんか知りませんが、恐らくゼロだと思いますよ。やっぱり何とかちゅう団体に議員が関与してる、その団体に、あるいは農業法人なら農業法人でいいですよ、農業法人に補助金が出るんであって、議員個人に出るものは1つもな

いですよ。

ところが92条の2のほうはね、議員個人が役員としてかかわってる。それは、個人にやっぱりかかわってるから問題なるんであってですね。だから、何か全然理屈が通らないんですよ、おっしゃってる意味がね。

現に、これじゃあ馬屋原監査委員に聞きますよ。議員が個人でもらってることあるんですか。むしろそういう、議員個人が市長さん出してくれ、いいかなって、これないんじゃないんです。そんなこと言われたって、むしろ出してほしければ議員は萎縮しますよ。議長にやかましいこと言ったら出さんで言われたら困るから、ねえ、ひそかにお願いしますよって、じゃないんですか。

だから、どうしても今竹岡委員さんの言われたその分はね、どうしても納得できません。繰り返しますけどもね、この92条の2ちゅうのは市民が見てどうなんだって、その市民の信頼、負託に応えるための議員としてのみずからを律する。そういう意思表示なんですよ。それと、補助金の問題ってまるで異質の次元の話ですよ。その点だけお答えしておきます。その以外のことは、答える必要がないから答えません。

○委員長（荒山光広君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 反省を求めても答える必要はないとこうおっしゃったんですね、全く反省する気はないとこういうふうに受けとめます。ですから、こんな条例を幾らやっても、皆さんどうなんです。だめですよ。

議員さんが補助金をくれと言わなかった、この本会議の議事録出しましょうか、ありますよ、もっと早く出してください、たくさん出していただいてありがとうございますって、本会議でやってるでしょ。冗談じゃないですよ。そんなとき市民から言われたんですよ。そんなばかなことをやっぱやらない。

ただ、私はそのために補助金も入れたらどうですかて言っただけであります。それがナンセンスじゃとんちんかんじゃと今話じゃから、まあそれはいいとしましてね、私が何回も先ほどから、昼から言ってるのは、議員さん皆さんが守るべきことは守ろうじゃないですかと、それに対して過去の反省をしましょうやって言ってるわけですよ、何ら反省ないじゃないですか。いかがなんですか。

○委員長（荒山光広君） 今竹岡委員さんの御発言は、繰り返し言われておりますけども、政治倫理条例、確かに大切なものですし、議員が当然守らなければならない

条例となっております。

現在、美祢市議会議員の政治倫理条例は制定されておりますけども、それに基づいてもいろんなそれに反するような事案があるじゃないかと。つくり直しても守らなければ意味がないじゃないか、過去の反省に立って、改定するにしてもやはりそれぞれの議員が認識しながら守っていこうじゃないかというふうな御提案ていいますか、お話だったというふうに思っております。

これはまた、先ほどの全体の改革にもかかわってくると思いますが、最終的には議員それぞれがやっぱそういった認識に立たないと、どんな決まり事をつくってもだめなんじゃないかなというふうに思っておりますが、せっかく提出された改訂案もございますし、またほかの会派も改定案もつくっておられるようでございます。

そういったことで、今の現在出されております改訂案について、もう少し質問、御意見がありましたらお伺いをして、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 私たちも政和会として、やはり坪井委員がおっしゃったように、これはもう議会の基本条例に基づいてつくられた倫理条例ですので、いわゆる議会の基本条例ていうのは議会の最高規範でありますから、それに基づいてつくったということで、我々も真剣に受けとめて協議はしました。

しかしながら、先ほど申し上げた政治倫理基準の1、品位と名誉の問題、それから2番目はね、人格と倫理の向上、地位を利用していかなる金品も授受しないということで、当然のことではありますが、この1すら守られてない議会だからと私は申し上げてるだけであって、改革しちゃいけないって言ってる意味じゃないんですね。

その上で私たちも協議した結果、いわゆるせっかく提案されたのは一生懸命協議しました私たちも。その上で、政和会は政和会としての代案をお示ししたいということで用意はさせていただいておりますが、まだそこまでいってませんので出しておりませんが、もしお許しがいただければ私たちはこういう趣旨でこういう提案をしましたというものをお示しができると、用意をいたしております。

以上です。

○委員長（荒山光広君） そうしますと、政和会、我々の新政会のほうも改定案を少しつくっておりますので、机上のほうに配付をさせていただいて、それぞれ提案の説明をしていただき、きょうはほかの会派の皆さん初めて見られると思いますので、

特にお気づきがあればお聞きをしたいと思いますし、もしなければ、その我々の対案も検討していただいて、次につなげていけたらというふうに思っております。

5分間休憩して、ちょっと資料配りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

午後3時25分休憩

午後3時30分再開

○委員長（荒山光広君） 休憩前に続き委員会を開きます。

先ほど申し上げましたように、それぞれの会派から、改定案、改正案が提出されております。どうしましょう、まず政和会さんの案から提案の説明をお願いできますか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 今の今まで馬屋原代表にお願いしようとしておりましたが、それこそ1分前に、あ、副委員長さんやった。そうするとちょっとほかのものがましようということで、私がピンチヒッターになりましたが、御説明を申し上げたいと思います。

まず、お手元にお配りしたのは改正案のどこだけを赤で書いております。

まず、議員及び市民の責務という中に、「美祢市議会の基本条例並びに美祢市議会の会議規則を遵守すること」と、こう書いてあるんです。なぜかという、先ほどから私がずっと申し上げてきたように、美祢市の基本条例、これが議会の最高規範であるというふうに申し上げたと思います。

その中に、議会の活動原則とか——だからもう原則ということで4までございます。例えば、議会の活動原則第2条は、公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこととか、市民の多様な意見を的確に把握して政策立案、政策提言等の強化によって市政に反映させるための運営に努めることとか、その他わかりやすい言葉とか説明及び広報に努めること、これも先ほど意見として申し上げました。風評被害を受けるようないわゆる思い込みの説明じゃなくて、正しく説明をし、広報すべきだという考え方を申し上げたと思います。

そのほか、議会内での申し合わせ事項、必要に応じて見直しを行うこと、今回その見直しも受けようとしておりますが、私どもはこうしたちゃんと原則が決められております。そして、議員活動の原則も決めてあります。それから、市民と議会との関係もきちんと決めてあります。

そうした、これを読んでみますと、全部網羅されてるじゃないかということから、議員及び市民の責務というのは、こうした最高規範であります議会への基本条例を遵守することというので十分足りるんじゃないかなろうかということでございます。

それから、次のページに4条を加えました。いわゆる、誓約書の提出義務ということで、議員は30日以内に議長宛に提出すべきだと。当然、誓約書の中身はまだ我々は提案しておりませんが、どういうものかいいのかっていうのは皆さんで御協議いただきたいと、こういうふうに思います。

その中に、次に5条が兼業等の報告義務なんですね。いわゆる議員の地位を、当選して当選証書もらわれたとしたら、当然「92条の2の趣旨を斟酌し」と書いております。いわゆる、92条の2の趣旨、地方自治法に定められたものがあります。それをしんしゃくしながら、議員の任期開始の日から30日以内に議長に監視の対象者を明確にするため、これは坪井委員が一番専門だろうと思うんですね。誰がこういう対象者になるのか、監視の。従って、それがきちんと届け出るとこういうことでございます。

それから、(2)として兼業報告書の内容に変更があったとき、これは遅滞なく申し出るとこういうことでございます。

それから、「市との請負契約に関する努力事項」、これも基本的には92条の2できちんと定められておりますので、「市を相手とする工事もしくは製造の請負、業務の受託、または物品の売買を主要な業務とすることとならないよう、当該法人に対し工事の請負等の契約締結の自粛を求めるように努めるものとする」ということで、努力目標にしております。

今、入札も公平を期するためまず、審査委員会等がございます。それから、入札も厳選な入札制度を確立しておられますので、議員が本来なら幾ら口挟んでも実はなかなか動かすことが難しい。

仮に入札参加させてくれと言われても、きちんと処理を監理課へ出し、その上で審査会を通らないとならないというような制度であるので、そこまで1親等だ2親等だ3親等だという必要はないだろうというふうに私たちは結論をつけたわけであります。

それから、指定管理者につきまして、「取締役等している法人等が市から地方自治法第224条第3項に規定する」いわゆる、「指定管理者に指定されたときは、

その法人の取締役等を辞任しなければならない。」だから、指定管理を受けてはいけないと言ってるわけじゃない、選択は自由でございます。受けるか、それとも取締役を辞任するか、それは自由でございます。

あとは、条文の第8条は8、いわゆる4、5、6、7と入れたわけでありますので、あれを変えただけでございます。それから、調査請求権は「第3条の第1項各号、第6条並びに第7条に定める政治倫理基準に違反する行為をした疑いのあるときは」云々かんぬんですから、後は書いておりません。というのは、条例がちょっとつけ加えたためにそういう変更が出ました。

それから、現状のまま行きまして最後のところですが、いわゆる12条の2項ですが、信頼回復のための措置という中で、抵触したという議員が仮におったとして、みずから何ら処置を講じないというときには、地方自治法第127条の適用を発動すると。

いわゆるこれは、3分の2以上の特別議決による議員の資格の問題でございます。こういうことで、しっかりきょうは、午後るる申し上げましたが、私が意図する議員さんは、ものを言ってくれませんでよくわかりませんが、少なくとも政治倫理基準はきちんとお互いが今後守りながら、市民の負託に伝えていくべきだと、こういうふう結論づけて、そんなに大幅な改正案は私たちは提案をしておりません。

以上でございます。

○委員長（荒山光広君） 引き続き、新政会さんのほうの提案説明を受けて、その後もし質疑があればお受けしたいと思います。高木委員。

○委員（高木法生君） それでは、新政会といたしましての対案を申し上げたいと思いますが、この現状の最高機関であります議会基本条例に基づきまして政治倫理条例ができたわけでございますが、これを遵守することが大原則ということで、これが前提であるということをお願いしておきたいと思っております。

提案者から改正案が提出されているところでございますが、地域の現状等を勘案すれば、必要最低限でこれは必要であろうということで対案をお示ししておるところでございます。

この改正案②でありますけれども、①も考えたんですけれども、我々はこの改正案の2番目でお示ししようということでございます。

第3条でございますが、「議員は次の各号」という赤い文字でお示ししており

ます。ここを加えていただきたいということでございます。それから、先ほど萬代委員も申しました下関市、あるいは光市がこの文言をはめておりますけれども、「市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め」、この後はちょっと抹消してほしいんですけれども、「不正な金品の授受、強制、圧力をかける行為、その他人権侵害の恐れがある行為をしないこと」というのを追加していただければと思っています。

それから、6番目の次に1つ追加の条項がございます。地方自治法第92条の2、これはしかるべく入れなければならないということでございまして、「この趣旨を尊重し、議員が取締役等についている法人等は、市を相手とする工事、製造の請負業務の受託等を主要な業務とすることにならないよう、契約の締結の自粛を求めるよう努めること」というのを追加しておるところでございます。

次のページに移りまして、2ページでございます。ここで、2項の次に第4条を新しく設けております。「誓約書の提出義務」ということでございます。これも遵守していただけないものは誓約書を提出しても意味がないわけでございますが、一応この条文を追加いたしました。

第4条、「議員は、この条文を遵守するための誓約を行うものとし、議員の任期開始の日から30日以内に誓約書を議長に提出しなければならない。」、それから、2項といたしまして、「議長は、前項の誓約書を提出しない議員があるときは、その名前を速やかに公表しなければならない。」を新しく追加をしてるところでございます。

後の件につきましては、4条分を5条、5条を6条といったことで改正をしていただくものでございます。

以上が、新政会の対案でございます。

○委員長（荒山光広君） その他、政党さんのほうは特にいいですね、はい。ただいま、2つの改正案の提案がなされました。それぞれにつきまして、質問等ございましたらお受けしたいと思います。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 一遍に2つ出されましたんでね、目が回りそうなんで、回らんようにやりますが、これ言いますとね政和会さんは、下関市の政治倫理条例を下敷きにしておつくりになってます。それから、新政会さんは光市の倫理条例を下敷きにしておつくりになってます。いずれも、既にそれぞれの市で施行しているんです

かね、施行されている条例ですから。それぞれに非常に重たい条例だと思います。

その限りでは、私これにどうこう言うつもりはありませんが、この2つの条例でちょっと弱いのはね、やっぱり市民から見た観点がどうも稀薄なんです。美祢市の今の、最初に純政会から出されましたあれを見ますと、あくまでも市民の目線、市民から厳しい目で見られてるよ、そのことをしっかり盛り込んだ案なんで、その点が私は文言的には何か似たようなものですけども、根本的に違っていると思っています。

ですから、やっぱりせっかくつくるのであれば、先ほどから守れる条例、守れる条例て言いますが、ね、守れる条例ちゆのは非常に何か妙な言い方なんです。どうでもいいことだったら守るも守れんもないんですよ。だったら、それは別にこれは仰々しく条例にする必要はないんですよ。

今まで、何で府中市の条例がここまで脚光浴びたかってことですよ。どこの政治倫理条例もみんな議員の立場でつくってんですよ。それで、議員仲間で適当に、あんたいけんよとか、いやそんなことはないよとかそういうことを何かごちゃごちゃごちゃごちゃやる、そういう条例なんです。

ところがね、やっぱり最近議員を見る目、先ほど何回も申し上げますけどもね、とんでもないことをする議員が非常にふえたていうのは、それはそれがあるんですけどもね、なぜふえたかそれは私もわかりませんが、そういうことがないように美祢市だけはきちんとしようねって、いうのが私は純政会さんの提案の改訂案だと思いますよ。

あと細々したことは何かいろいろいろいろ言い合っても、それ、らち明くわけじゃないんで。ですから、そのところはものすごく大事なんで、要するに下関市さん、あるいは光市さんの条例をけちつけるわけじゃないんですけど、我々のほうはもう1つ市民の目線で、議員として襟を正しましよって。

それで、最終判断は、これ罰則は何もないんですからね、市民に判断委ねてるんですよ。審査会でやっぱり該当するかもしれないよと言ったらその名前を公表すると。どちらかのあれには公表するよてあるんですけどね、公表する前提が非常にあいまいなんです。結局うやむやになって、そんなことする必要ないからしないって、そういうことなんです。

だから、これ似て非なるものです。言葉は同じような言葉が並んでますけどね、

根本の精神が私はまるで違うと思いますので、私は美祢市の純政会さんから出されたその改訂案こそ、やっぱり制定すべきだとこのように思います。

それからね、これ対案出されてどっちがいいとか悪いとか、ごちゃごちゃごちゃごちゃ議論ばかりしたって、これ私はらち明かんと思いますので、せっかく出ましたんでね、これみんなで採決しようじゃないですか。その提案をいたします。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 何か、我々が出した提案は議員よりでごちゃごちゃやっとな、こうおっしゃるんですが、私は先ほど申し上げましたように基本条例がきちんと議員の活動原則、それから、どう言ったらいいですか——例えば議員と市長との関係、こん中でもあるいは市民との関係、全部きちんと私は整理されてると思うんですね。その上で、いいですか、やっぱり品位やその倫理も高めていきたいと思いますというのが政治倫理条例だと私は解釈しております。

例えば、この議員の活動原則の中にも発言の自由な討議ということを重ねる反面、先ほどどこかで言うたかもしれませんが、一議員が一議案3回だとか、やっぱりルールというものが皆決めてあるんですね。

今、坪井委員の発言からすると、あたかも何かこの政和会の提案は自分よりの、自分よがりて言ったほうがまだいい、そこまではおっしゃらなかったんですがそういうふうに分かれました。私たちは決してそんなつもりで検討したわけではありません。もう制度そのものが全部確立されております。きちんと。

ですから、92条の2をいわゆるしんしゃくするか、もしくはそれを尊重してほしいと、遵守してほしいと、こういう表現で十分足りるというふうに思っております。

西岡委員がさっきも言われたですけど、たまたま美祢市においてはそういう事案がないとおっしゃったんですが、皆さん御存じのように私は最高裁までやりました。何ら罰則もないんですよと、非常に市民には誤解招くような言い方しながら、いや、あれは議員としてやったんじゃないと、私人としてやったんだと、こうおっしゃるんかもしれませんが、お互いに同僚議員同士で当選後すぐそんなことをしてんじやから私もびっくりしましたが、いいですか、罰則規定がないとか、いや何もないんですよ、ただ申し合わせですよじゃないんです。これは、非常に重たい条例だと私

は認識しております。

当然、決める以上はしっかり守らなくちゃいけない。そのためには、他のいろんな条例がきちんとつくり上げてある。だから、それ以上のものをつくる必要は私はないという判断から我々政和会議論をしたんですね。

定数のところも書いてあるでしょう、議員定数は人口や面積や財政力やこういうものをいろいろ調査をして、比較して決定するんだとか書いてある。私たちは部会において、これも尊重しながらきちんとお示しをしたというふうに思っております。今後についても、地方自治法それから基本条例、そういうものはきちんとやっております。

これが、議長に最後にお尋ねなんですけど、坪井委員さんが言ったように、そんな軽い気持ちでつくられたんですかこれ。私はやっぱし、議長がああとき一生懸命なっていて取り組まれたあの姿勢は今も覚えております。そのときに、92条をどうするかという議論も随分したんです。議長どうなんです。そんな軽いものやったら根本的にやりかえていかにやいけんし。

○委員長（荒山光広君） 秋山議長。

○議長（秋山哲朗君） この会はオブザーバーということでもありますけども、発言の機会を与えていただきました。

今でも思い出すわけでございますけども、たしか政治倫理条例も含めて議会の基本条例、最高規範であります。これは、みんなの思いがそこに結集したものだというふうに思っておりますし、先ほど来より坪井委員は、市民の目線がこうであるからというふうに言われましたけども、その市民に対して暴言を吐いたりすることは果たしていかなものかな、そこから直さないと美祢市議会の本当の議会改革はできないんじゃないかというふうに思っております。

昨年度からずっと考えてみますと、数多くの場所でそういった発言があるやに聞いておりますし、実際先日もこの今の三階の場で、たしかああときには私の前に河本先生おられました。私は坪井委員の後ろにいました。そのときに言った言葉が、「坪井さん、議員がそういう言葉を吐くべきじゃないよ」と、たしなめましたよね、河本先生。河本先生は、ああときにこっと笑われておられましたけれども、やはり、それが本当の市民目線で、傍聴に来られた市民の方に言うべき言葉かなと私もどきどきしました。そっからお互いに守っていこうではありませんか。

そっからが本当の議会改革は始まってくるというふうに思っておりますし、議会の最高規範であります議会の基本条例、これをお互いつくった当時のことを思い出して守っていこうではありませんか。

以上です。

○委員長（荒山光広君）　ちょっと待って。先に西岡委員。

○委員（西岡　晃君）　政和会と新政会さんから出された案についての質問をしてるちゅうことですので、ちょっと具体的な内容を、表現は一緒なんですけど思いがもし違う、内容が異なるということもありますので、ちょっと確認をしておきたいというふうに思いますが、こっちは政和会さんのほうで第6条の件ですね、92条の2の規定の趣旨を尊重し、市を相手とする工事云々の最後に、「主要な業務とすることにならない」ということですよ。主要、判例とかいろいろな件があろうかと思いますが、まず政和会さんはどういう思いでこれが主要なのか。

例えば、全体の売上を見たときに、その当該市に対しての売上が何%あったら主要なのかとか、そういった具体的な思いがあらわれるのかないのか、この主要という言葉自身の定義ですよ、をちょっとお聞かせ願いたいのと、新政会さんのほうも同じように書かれておりますので、新政会さんのほうの思いもどういったところかというところをお聞かせ願いたいというふうに思います。

さらにもう1点ですが、政和会さんのほうですが、第7条に「議員は、自ら取締役等をしている法人」、取締役もありましょうし、監査役もありましょうし、例えばうちが出した案では、議員が経営方針に関与している、例えば大株主であったりとかですね。報酬を定期的に受け取ってるいわゆる顧問だとか、そういったところまで想定されておられるのかどうか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（荒山光広君）　竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君）　それじゃ、政和会のほうから先にお答えをしたいと思います。主要なということはかつて92条の2について最高裁で判決出されたのは随分古いですよ、昭和30何年とか古いんですが、私の例を申し上げて大変恐縮ですが、平成24年5月に坪井委員から抵触するんじゃないかということで、これ株式会社経営されてる方は御存じだろうと思うんですが、私は会計ソフト使っておりますから、税務申告するときに当然、企業の概要説明書が自動的に動くようになって

ます。その概要説明書を出したら、これはその竹岡個人がつくったんじゃない信用ならんとかいうことで上告されました。

その結果、決算書は出したか出さないか私覚えておりません。しかしながら、概要説明書だけは常に提出しておりましたから、何か税務署まで行かれて出せとか言われたちゅ話なんですけど、税務署はお断わりした。

ただ1つだけ、これ銀行さんに出したんですが、これ美祢市内のある銀行さんが裁判所から提出しろと言われて何ら私にも相談なしに提出されたということは、私が知らない間に提出されてたんですが、その結果出されたのが4分の1に満たない。従って、4分の1に満たないということが、逆に4分の1以内、私たちはそれという、ごく最近っていいですか、24年の私自身の判例がありますんで、政和会ではその程度だというふうに認識をしながら考えてやりました。従って、昭和30年代に出た判決は50%以上とかあったと思いますが、ごく最近の事例としてそういうのがあったんで4分の1ということを一応考えております。

それから、もう1点何やったかいね（発言する者あり）ああ、取締役等と入れたのは、取締役いわゆるおっしゃったように経営権、いわゆる経営者陣ということで考えております。

ですから、監査委員っていても名ばかりの、それぞれの会社がありますが名ばかりのものもありますし、実際に役員会に出てきて経営に携わるというものもありますから、例えば監査報酬も出してない、本当に名ばかりのという方で全く経営権もないという人もあるはずですから、当社もそうなんですけどそこまでは含める必要はないんじゃないか。いわゆる経営を動かすことができない人たちが、また当然その市に圧力かける必要もないだろうし、いわゆる取締役等というのは経営陣というふうに御理解いただきたいと思うんです。株主はありません。（「なし」と呼ぶ者あり）はい。

経営と株は分離しておりますんで基本的には。ですが、大株主がほとんど経営権持ってるというのがこの美祢市内だったら大体そうだというふうに思っておりますので、あえて表現はしておりません。いわゆる経営陣ということの、我々はそういうふうに理解して条文化させていただきました。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 新政会の、高木委員。

○委員（高木法生君） それでは、先ほどの御質問にお答えしたいと思います。主要な業務というところでございますけれども、新政会といたしましても判例を参考にいたしまして一応25%未満というところで、満たない額というところで認識しておりますので、そのようにお願いしたいと思います。

○委員長（荒山光広君） 西岡委員。

○委員（西岡 晃君） ありがとうございます。条例ですので、具体的な数字を落とし込むとかていうことはなくていいと思うんですけど、例えば言われた25%未満なのがどう証明されるのか、この辺ってすごく難しいと思うんですね。

建設業者さんなら経審（経営事項審査）があるんで、ほぼわかるのかなというふうに思いますけれども、例えば私のような対個人とか商売してると、すごくその事業がどのくらいあって、市との契約がどのくらいあってというのがわからないというか、それはもう決算書を出すか本当に申告になるんでしょうけれども、その辺の担保する部分ていうのはどういうふうにお考え……この条例で決めようとしておられるのか。それとも、そこはもう自己申告で、これはもう紳士協定なんだからそれを遵守してるんだというふうに認めるのか、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○委員長（荒山光広君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 私どもの場合を大変申し上げて失礼なんですけど、いわゆる企業の活動状況の報告書、出しても信用ならんとおっしゃるならば、税務署でとってくださいと。とれないんですねどうやっても。そうすると、じゃあ我々が会社が税務申告し、その附属書類、それが信用ならんとおっしゃったんならね、もうその人の行動そのものが信用ならんということだと思っただけなんです。

今おっしゃったように、西岡委員の場合が例えば売上が一般の個人もありますよ、市との取り引きありますよ、わかりません、わからないとは私は思ってません。やはり、税務申告してる以上は、ちゃんと売上、それに基づいたそういうものは全部記録されると思います。

そしてそれが、いわゆる附属資料として今きちんと、そのほうが、どう言ったらいいですかね、売上の構成だとか役員のことだとか、それから主たる売上の%まで全部書くようになってます。しかも、前年度の実績まで書くようになってます。

それがもう、うそって言われるんなら、それは税務署との、もう信頼関係もない、

銀行ともない、会社なら知りませんよ。私はちゃんと担保しなくても数字はきちんとしたものは、その企業企業にあると思います。ただ、私の場合がそれ信用ならんとおっしゃったからとうとう最高裁まで行ったんだろかなと思っていましたが、不思議なことに、これは私はいずれその銀行さんにも言おうと思ってんですが、銀行さんに提出した、他に使わないということで出してるわけですね。それ裁判所に出てました。「どっからもらったの」って言ったら、「こうこうこうでもらいました」っていうから、その後支店長さんと話しようと思ったら転勤なっちゃったんでできませんけど、十分に私は通常の企業ならば証明できる売上構成は、きちっとわかるはずだというふうに信じております。

○委員長（荒山光広君） 西岡委員。

○委員（西岡 晃君） ちょっとあの、私も当然売上比率の中から、会社ですので何%が個人客でどこのお客さんでっていうのは当然把握してわかってる、企業なら絶対わかるはずなんですよね。それをどういう形で、こういう条例をつくったときに市民の皆さんに開示するのか、担保するのか、その辺がどういうふうにお考えなのかなっていうことですね。例えば、今言われた会社概要をその誓約書につけて出すのか、そういったことをお考えなのか、その辺を少しちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（荒山光広君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 何を目的として聞いておられるのかよくわかりません。
以上です。

○委員長（荒山光広君） 西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 言葉が足りないのかもわかりません。いや、先ほど25%未満をおおむねというふうに言われましたので、その25%がわかる資料というのがもし、必要なときですね——必要ていうかそれを出さないとこの25%ていうのがこの主要な業務なのかどうなのかていうのがはっきりわかりませんよね、実際。そういうのは、どういうふうな担保をされるんでしょうかという意味です。

○委員長（荒山光広君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 事案が起きたときにということですよ、そうですね。事案が起きんにゃあ、そねいな必要性はないわけですから。どうなんですか、ちょっと意味がわからんよ。それとも、全ての議員さんが出すという意図なんですか。

その辺ちょっとわかりません。

○委員長（荒山光広君） 西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 兼業するのに誓約書を出すというように書かれてありますよね。誓約書を出すということは、兼業していますよと。兼業ていうのは、市との契約をしていますよということだろうというふうに思ってます。

その場合に、市との契約が今言われる主要な業務、25%以内であるかどうかというところの判断をするために、その誓約書と同時に、例えば前年の売上比率がこうでしたよということを出されるのかどうか。そうしないと、その企業は兼業してあるということはもう事案でわかるわけですから、誓約書を出した時点で、25%未満かどうかというのを判断する材料ですよ。それは、どういうふうな担保をとられるかということです。

○委員長（荒山光広君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 大変深い——考えておられてびっくりしました。私たちは、この条例を守ることが前提でございまして、そういう事案は起きないという前提で考えておりましたんで、万が一必要ならば兼業者の皆さん全員が出されたらいいんじゃないですか。まだ、そこまではやっておりません私たちは。

以上です。

○委員長（荒山光広君） いいですか。

○委員（竹岡昌治君） あくまでも性善説で考えましたんで、申しわけありません。

○委員長（荒山光広君） その他。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 先ほどから、何かこの条例の改定の審議とは関係のないことを議長もおっしゃいました。しかも、私の名前まで適示しておっしゃいました。これが私は議会改革をすべき一番の大きなことだと思っておりますが、きょうはこれ条例改定ですから、それ無視します。

先ほど来より竹岡委員さんは、私が訴訟を起こしたそのことを盛んにおっしゃってます。でね、きちんとこの際だから言いますよ。もともとね、92条の2に抵触してるかしていないかは地方自治法127条に明確な規定がありましてね、議員が判断するとなってるんですよ。（発言する者あり）議会ですよ、だから議員の集まりである議会が判断するなってるんですよ。

じゃそのときにね、議会は何をもとにして抵触するかしないかって判断するかな

んですよ。そこで、結局この問題は、その規定はあるけれどよほどのことがない限り、これ話題にも議題にもならないんです。議員の場合。

かつて、これ関係の判例も幾つかありますけど、それはもう難しいことですから省略しますけどね、私が、いいですか、その92条の2、でそれに対する罰則って言いますかね、これは127条、これは議員が議会で審議して3分の2でその抵触する抵触しないと判断するちゆことですよ。判断したらその瞬間、当該議員はもう失職なんです。ですから、これは要するに議会内部の自律的な判断なんです。

もう1つ、私が訴訟を起こしたのは、違うんですよ。公職選挙法104条の規定に基づいて、こうなってますよ。これ、公職選挙法ですよ。「請負等をやめない場合の地方公共団体の議会の議員の失格」っていうタイトルです。「地方公共団体の議会の議員の選挙における当選人で、当選の告知を受けた日から5日以内に92条の2に規定する関係を有しなくなった旨の届け出をしないときはその当選を失う」と。24年の4月ですよ、私も幸い御支持を得て当選いたしました。

念のため、竹岡委員さん、そのとき間違いなく美祢市配食サービスをしておられました。それ以前は、ランチ工房美祢が当事者でした。だから、これ間違いなく市と契約関係あるからその届け出が出てますか、美祢市の選管に聞きに行ったんですよ。そしたら、出ていませんとおっしゃるから、ああこの公職選挙法104条の規定に抵触するんじゃないかということで、当選の異議の申し立てをしたちゆうことです、最初。裁判なんかしてないんですよ。

そしたら、美祢市の選挙管理委員会が、抵触しないというふうな異議の申し立てを棄却されました。その場合は、さらに県の選管に異議の申し立てができるという規定がありましたんで、そんなことないはずだけどなど、間違いなく配食サービス事業を株式会社タケオカさんでおやりになってましたよ。だから、県に持っていった。県も結局は、これはもともと美祢市議会議員で決めることじゃないですかというような感じでした。

だけど、念のため確認しますとって確認したけれど、いや別に抵触するもしないも判断材料がないと。つまり、このときに50%以上ですよ。ランチ工房美祢がですね。いや違う、ごめんなさい失礼しました。株式会社タケオカが売上の半数以上市との関係ありますかと、それが問われたんですけれども、県の選管はそれわかりませんで、なぜならば何らの資料もないからということなんで、そこで初めて

訴訟します。

その訴訟は、選管が第1審の地方裁判所をもうスキップするんです。それが県、兼ねてるから。ほいで、いきなり広島高裁に行ったら。広島高裁が先ほど来、何か竹岡さんいろいろおっしゃってるけれど、銀行は裁判所からの嘱託調査依頼があったら応じざるを得ないという法律があるんですよ。ですから、竹岡さんの取引銀行に広島高裁から決算書類出してくださいね、そういうことです。

それで、このとき何で、竹岡さん盛んに何で俺だけかと、ほかにも市との契約ある議員がいるじゃないかと言われたけど、私はその以前に配食サービスの訴訟を起こしておりますね、もう間違いなく竹岡さんは市と関係があると、50%とか何とかじゃないんですよ。

だから、この公職選挙法の104条の規定で異議の申し立てしたっていうのがそもそも始まりなんで、先ほどから竹岡さんいろいろおっしゃってることは事実合致してません。

ですからね、私はこんなこと言うつもりはなかったけど、議長も私を名指しで何か議員らしくないことやったとか、竹岡委員は裁判のことでどうのこうの言われるからあえて私言うんですよ。先に、私を誹謗中傷するなり、批判をされるから、私もみずから守らないかん。そのために反論してるんですよ。

だから、先ほど西岡委員おっしゃったように、結局この政和会なり新政会の案はうやむやにするんですよ、どうしようもないんです。出しませんよ。議員が何で自主的に市との契約が何ぼ、全体が何ぼで、出すわけじゃないですか。それは、先ほどの竹岡さんのお話で極めて、火を見るよりも明らか。

だから、そんなもんじゃだめですよというのが純政会の案なんです。しかも、それは市民の目線。判決にも盛んに市民の目線、市民の目線で言ってんですよ。それに耐えられるべき襟を正すというのがこの条例改訂案の本質だと私は思っています。

以上です。

○委員長（荒山光広君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） とうとう株式会社タケオカの名前出されましたね。この議場でね坪井委員さん、そういうふうな固有名詞を出す場じゃないでしょう。私は、私のことがあるからあえて西岡委員の質問に対して、自分の会社のことを申し上げました。でも一度も株式会社タケオカとは申してません。

いいですか、坪井委員平気なんですそれは。ほでねすりかえです。公職選挙法に基づいてとおっしゃったけど、92条の2に抵触してなかったらそれは出せないんですよ。もうね、自分の理論でね、あたかも自分だけが正しい。それは、坪井委員の判断じゃからいいですよ。ただ、市民に私が何回も言ってるのは、誤解を与えるような、あるいは誹謗風評になるようなそういうものは情報発信しないことというのを何回も申し上げてきたんです。平気なんですよ。

ほんで、今議長が何かそのこの間傍聴来られた方に言われた、関係ないと。関係ないことはないですよ。誰におっしゃったかも言うちやなかったけど、もし傍聴して来られた方にそんなことを言われたとしたらやっぱ品位の問題です。議会全体の平気なんですよ。ね。

女性団体のときも（「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）わしゃ言うちよらん。（「それは議題と関係ないじゃないですか」と呼ぶ者あり）関係あります。第1条です。倫理条例の。あなた自分がね、それを守らんとってね、この3年間（「委員長とめてください」と呼ぶ者あり）どうしますか。とめるんなら、とめてください。

○委員長（荒山光広君） いえいえ、とめるわけじゃないんですけど。

○委員（竹岡昌治君） ただね（発言する者あり）ただね、いいですか、都合が悪かったらとめろでしょう。あるいは、都合が悪かったらがと人が話しよっても言うでしょう。僕が言ってるのはそこなんです。ちゃんと守ってください。私も今あなたが株式会社タケオカのことを言うても、じっと黙って聞いてましたよ。本来ならとめようと思ったんです。何でそんな固有名詞出すんですかと。自分は正しい、人は間違ってる、そんな論理ありません。そしてこの3年間、議会がたんび紛糾したのは、原因みんな坪井委員さんじゃないですか。その自覚を持って襟正してください。（「委員長、とめてください」と呼ぶ者あり）

○委員長（荒山光広君） 秋山議長。

○議長（秋山哲朗君） 私、誹謗中傷したようなつもりは全くありません。事実を言ったままでありまして、いつまでたってもこういう姿勢が直らないから、議員たる人間はやっぱり公職であるということ、そして議会傍聴に来られた方にそういう罵声を浴びさせるていうことは（「何です」と呼ぶ者あり）何です（「罵声ていつの話です」と呼ぶ者あり）この前の話ですよ、だから坪井委員さんに僕はその場で注意

しました。（発言する者あり）いいですか、坪井委員さん。坪井委員さん、そういうこと言うもんじゃないですよ（発言する者あり）そこまで皆やりますかまた。

（「それを言わなきゃあんただめじゃないか」と呼ぶ者あり）まさにそういう顔で前の女性の方を言われました。（「言ってください」と呼ぶ者あり）また言わんて言われるかもわかりませんが、そのときに河本委員さんが私の前におられて私の顔を見てにこにこ笑っておられました。事実です。（発言する者あり）

だから、今市民目線ていうのは、やはり（「当たり前ですよ」と呼ぶ者あり）議員たる人間は公職ですよ。市民に対してそういうふうな言葉を発するべきじゃないんです。（発言する者あり）いや、だから政治倫理規程に基づいて、物事きちっとすべきじゃないですかということ言ってるんです。（発言する者あり）

○委員長（荒山光広君） ちょっと、済いません。あのですね、政治倫理に関していろんなことが出ております。きょうはそれぞれ新政会、政和会から対案が出ました。本来、この対案についての質疑ということでしたけども、ちょっと話が反れてまいりました。（発言する者あり）いいえ、反れてきたというのが、やっぱりお互いの会派からそれぞれ出てますので、ぜひこの内容について話をできていただきたいと思いますが、まさにこの特別委員会設置の経緯というのが今のようなことにあるんじゃないかなというふうに思ってますので、気をつけてやらにゃいけんなどということでございます。

竹岡さん何かありますか。

○委員（竹岡昌治君） 今いみじくも議長が申し上げたように、私も何回も言ってるのは条例の中の政治倫理基準、一番最初のことすら守られてないじゃないですか言ってるわけですよ。反省もないし、言やあ中傷誹謗になってくるとこうおっしゃるんで、どうしようもないよね。

ほんで、幾ら市民の目線、市民の目線で格好よく言うてんよね、だけどみずからの行為から直してください、反省してくださいって僕は言いたいんですよ。自分は正しい。何かようわからんけど第何条がどうだこうだってね、勝手な理屈つくって、法律並べちゃってやけど、ここは裁判所じゃないんじやから、ちゃんと議場は議場としての議員としての倫理をきちんと議論したいと私はそう思ってるんです。

○委員長（荒山光広君） えっとですね、ちょっと待ってください。大変申しわけないんですけども、実は4時半からMYTさんの別の業務が入っております、委員

会そのものは続けても結構なんですけども、MYTさんが途中でちょっと中座されることになると思います。

いかがいたしましょうか。それでも皆さんの御理解が得られれば続行してもいいんですけども。山中委員。

○委員（山中佳子君） これからの方向性についてお聞きしたいんですが、きょう3つ案が出ました。それぞれの会派から。この案を委員長としてはどうされるつもりなのか。そして、この政治倫理条例の改定についてどのようにお考えなのか、来年の選挙に間に合わせるようにおつくりになるつもりか、もうこのまま議論がまとまらないということで継続審議という形にされるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（荒山光広君） きょう、それぞれの会派から対案が出ましたので、ぜひ、きょうもいろんな御意見が出ましたけども、やっぱりこうやって議論を深めていくということが大切じゃないかなというふうに思ってますし、その中で本質的なことも見えてくるんじゃないかなというふうに思ってます。どちらの案が一番いいのかというのは、やっぱり皆さんの御意見を戦わせていただきながらやっていきたいというふうに思ってます。

従いまして、このそれぞれの案を、またそれぞれの会派、政党でしっかりと検討していただいて、9月にどういったふうにするのか、どちらかの案に決めるのか折衷案を出していくのか、その辺も9月ぐらいには何とかめどを立てていきたいなというふうに思っています。

冒頭申しましたように、昨年9月に設置された特別委員会で、1年間を目途にというふうにしておりました。9月でおおむね1年がたちますので、9月には何らかの取りまとめをしていきたいというふうに思っております。よろしいでしょうか。山中委員。

○委員（山中佳子君） それでは、来年の4月には間に合わないかもしれないということですかね。公布の日より施行するでよろしいんですかね。もし、例えば9月に決をとられまして、それが決まったら、もう即公布ということでもよろしいんですかね、その辺のところまで考えていらっしゃいますか。

○委員長（荒山光広君） それは条例改正ですので、議員から提案するようになると思うんですね、改正になると。そうすると、施行日を決めてやれば特段問題ないん

じゃないかと思えますけども。よろしいですか。

先ほどの件、坪井委員。

○委員（坪井康男君） あのね、私こういうこと一切申し上げるつもりはきょうありませんでした。議長はあくまでもああいうふうにおっしゃるから言いますよ。河本委員さん証人ですよ、私が何を言ったか。

明確に、あ何とかさんですね、名前言ったんですよ（発言する者あり）それだけです。これは、河本委員さんそれ言ってください。それしか私言ってませんよ。それが何で誹謗中傷ですか。そういう事実を反することを勝手にでっち上げてね、これはもう市民の皆さんに判断してもらいます。（発言する者あり）いや、あなたが言ったじゃないですか。こんな、だからこういうことが議会改革、ぜひ必要なことなんですよ、議長みずからああいうことをおっしゃる。私は信じられない。市民の皆さんに強く訴える。こんな議会が議会としてまともにいくわけがない。

○委員長（荒山光広君） 秋山議長。

○議長（秋山哲朗君） いや、もう信じられない、私のほうが信じられないですけども、やはりあくまでも傍聴に来られた市民に対して言われたということですから、坪井委員をたしなめたのは事実です。（発言する者あり）いつもそういう顔で私に言われますけどもそのときもそういう顔でしたからですね。（発言する者あり）だから、議員さんですよということをあなたたしなめたと思います私は。いつもその調子ですよ。市民にはやっぱり笑顔で接するようにしていただきたいと思います。

○委員長（荒山光広君） 先ほど申しましたように、ちょっとMYTさんの次の業務がございますので、もし皆さんの御同意が得られれば、それぞれの案をまたしっかりと検討していただいて、次につなげていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議会改革推進特別委員会を閉じさせていただきます。どうもお疲れ様でした。

午後4時27分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年6月19日

議会改革推進特別委員長

荒山光宏